

汪兆銘の日本観

久保玲子

はじめに

第1章 日本留学期から日中戦争前までの日本観（1904-1936年）

第2章 日中戦争期の日本観（1937-1943年）

第3章 最晩年の日本観（1944年）

おわりに

はじめに

汪兆銘（1883-1944年）¹⁾は清朝末期、孫文に従い、屈指の理論派として革命運動を支え、中華民国成立以後は中国国民党（以下、国民党と記す）の実力者として国内統一に尽力してきた。ところが、晩年になって、日中戦争の最中に敵国である日本と提携し、日本占領下の南京に政府を組織したことから、中国では、汪を漢奸（中華民族の裏切り者）とする評価が定着している。

汪兆銘研究は1970年代に始まり、1980年代以降、アメリカ・日本・中国などで本格的な研究が進められてきた。研究テーマの中心は、汪の政治思想や対日政策、和平運動、漢奸研究などであり、その日本観については、政治活動や政治思想の視点からとらえたものに限られる²⁾。

本稿では、汪兆銘が書き残した著作・演説などを題材に、関係者たちの証言や著作なども手掛かりに、汪が21歳で日本に留学してから61歳で死去するまでの40年間の日本観について検討する。その人生区分は、彼の日本観の変化に基づいて3期に分け、第1期を「日本留学期から日中戦争前まで（1904-1936年）」、第2期を「日中戦争期（1937-1943年）」、第3期を「最晩年（1944年）」とする。

本稿の目的は、次の4点である。第1に、汪の日本観を体系的に見ることにより、先行研究で欠落した部分を明らかにすることである。第2に、汪の日本観を検討することによって、その中国観を知るとともに、彼が日本と提携したねらいや、その目的を明らかにすることである。第3に、日本観から見えてくる彼の政治思想や人間像に迫ることである。第4に、彼の対日提携の過程を見ることにより、汪を漢奸と評価すべきかどうかの方向性を示すことである。

第1章 日本留学期から日中戦争前までの日本観（1904–1936年）

第1節 日本留学期の日本観（1904–1906年：21–23歳）

日本留学期の汪は、日本観に関するものを書き残していない。同時代の資料に日本観に関する記述が見当たらないのは、汪の日本への関心の薄さを示している。それは汪に限らず、当時来日していた多くの中国人に見られる傾向であった³⁾。

汪が日本で知識を得ることに専念していたことは、彼の修業姿勢から読み取れる。汪は清国官費学生として、法政速成科⁴⁾に二期生として入学し、1年半（在籍期間1904年10月18日–1906年6月24日）にわたり、日本を代表する第一線の学者から法律・政治・経済などを学んだ⁵⁾。汪の法政速成科での成績⁶⁾は、常に上位であった。

汪は法政速成科在学中の1905年8月、東京富士見楼で開催された東京留学生歓迎会での孫文の演説を聞き、多くの清国留学生とともに中国革命同盟会（以下、同盟会と記す）に加入した。翌1906年6月に法政速成科を卒業した汪は同年9月、法政大学専科に私費入学し、革命運動を継続する。

汪が晩年に著した自叙伝によれば、汪は法政速成科で「生れてはじめて接する新知識——憲法とか国家学を開眼され、固有の民族思想に目覚めて行き、「新しく学んだ民権思想が加はり、次第に革命的な方向へ趨った」という。「もはや、廣東に帰って清朝の官吏となるのがいやに」なった汪は、法政速成科卒業後、「『祖国を救ふには日本に於てもっと多くを学ばねばならぬ』と決心し、（中略）冒険的に法政大学の専門部へ学」び、その「学費を稼ぐために、東京で翻譯した法令集のやうなものを祖国へ送って、月五六十元の収入を得」た。

汪は当時を振り返り、「勉強が精一杯」だったと回想している⁷⁾。また当時、汪は「西郷南洲〔隆盛、筆者注〕と勝海舟」に関心を寄せ、「神田邊りの本屋を歩くたびに、この二人の偉人に関係あるものを漁ることを忘れなかった」という。中国革命の成功を願う若き汪にとって、西郷隆盛と勝海舟の二人は祖国を近代化へと導いた英雄として映り、彼らのような存在になることに憧れを抱いていたのであろう。

日本留学期の汪は、中国の近代化のため、日本で必要な知識を得ることを目的に熱心に学業に励んでいた。同盟会加入以後、その目的意識はより強く自覚され、一層学業に専念した。汪は近代化を成し遂げた日本に関心があり、それに尽力した人物に憧れることはあっても、日本自体への関心は薄かった。

第2節 辛亥革命前後から日中戦争前までの日本観 (1907-1936年：24-53歳)

(1) 辛亥革命前 (1907-1911年：24-28歳)

法政大学専科での汪の修業状況は記録がないが、法学の専門科目を学んでいたものと思われる。しかし、その修業は以下の事情により、1907年に中断される。

1907年3月、清朝政府の要請を受けた日本政府は、孫文に国外自主勧告を行う。孫文が離日すると、汪は孫文の命によって安南（現ベトナム）や南洋に渡り、革命運動の拠点づくりや資金調達、軍需送達に奔走する。

1908年以降、革命運動は次第に激化し、清朝の革命党員に対する取り締まりは一層厳しくなった⁸⁾。同盟会は6度の革命計画を清朝政府に鎮圧され、革命運動のリーダーたちの逮捕や処刑が続き、同志の士気は停滞していった。そうした中、汪は1908年10月19日、『民報』第24号に「革命之心理」という一文を掲載⁹⁾し、清朝要人の暗殺を宣伝した。その後、1910年2月1日発行の『民報』第26号に「革命之決心」を発表した¹⁰⁾。汪はそこで、「革命の決心」とは誰もが持つ「惻隱の心」から始まり、それは「無知の民が辛苦憔悴して」いるのを目撃し、それを見捨てておけないというときに「惻隱の心が生ずる」と述べ、革命党員として「自己の身を薪となす」ことを決心している¹¹⁾。この決意表明から2ヶ月後、汪は同志たちと摂政醇親王載灃の暗殺計画を実行に移

すが失敗に終わり、暗殺未遂犯として逮捕、投獄され、1年半の獄中生活を送った。

20代後半の汪が見せた革命への決心は、純粹かつ情熱的で、身を投じて革命の成功を導こうとした。王克文氏は、汪の自己犠牲の精神は個人英雄主義に由来したものである、と指摘する¹²⁾。王氏が指摘するように、汪の自己犠牲の精神は英雄願望と表裏一体であり、汪は自ら進んで薪になることによって革命運動の一助になろうとした。筆者の私見では、汪にはまず革命を成功に導くという大義があり、その目的が達成された結果として、彼の自尊心や英雄願望は満たされるのであって、英雄願望が先行するものではないと考える。

1911年10月、辛亥革命の始まりによって釈放された汪は、北京から上海へ行き、唐紹儀を説得し、孫文と袁世凱とを握手させることに成功する。

辛亥革命前(1907-1911年)の汪は、南洋で実際的な革命運動に従事し、低迷した革命運動を開き、清朝政府要人の暗殺を実行した若き革命家であった。彼の目的は革命運動を成功させることにあり、日本への関心は薄かった。

(2) 辛亥革命後から満洲事変まで (1912-1931年：29-48歳)

1912年2月、中華民国の成立を見届けた汪は、その後、一時帰国はするものの、約5年間(1912年8月-1917年1月)をフランスで過ごす。フランス滞在中は、中国社会の新しい担い手を育成するため、様々な活動¹³⁾に尽力した。また、革命運動で中断していた自身の学業も再開した。

1917年1月、フランス滞在を終えて帰国した汪は、上海で広東軍政府を指導する孫文の側近の1人となる。1918年11月、第一次世界大戦が終結すると、汪は広東軍政府からパリ講和会議(1919年1月18日開催)参列の派遣依頼を受けるが固辞し、同年4月に渡仏し、個人の立場で参加した。

このパリ講和会議での決議内容¹⁴⁾は中国にとって厳しいもので、それに対する不満と日本の対華21カ条要求に対する反発は、同年5月4日、北京で大規模な学生請願運動(五四運動)を引き起こし、中国全土に拡大していった。汪はこの決議に対する不満をパリから米国国会へ打電している。その内容を見ると、「全世界のプロイセン主義[軍国主義、筆者注]はこれから消滅していく

だろう。条約締結国と米国は、こともあろうか、日本の利益のために、この主義を永遠に中国に残しておくことを決定した。(中略) 中国の豊かな天然資源は、いつか日本がひたすら手中にするか、さもなくば中国は和平の経営を放棄し戦いを起こすか、二つに一つ、どちらもまちがいがなく禍となると考える」と、ある¹⁵⁾。

その後、1920年1月1日、汪は「パリ講和会議後の世界と中国」と題する文章の序文で、「ドイツに次ぎ、人類共存主義の敵は日本にしかない。(中略) 我々が日本に抵抗するは、日本に抵抗するにあらず、日本の軍国主義に抵抗するにすぎない。軍国主義去らずんば、人類共存主義は立たない」と、述べている¹⁶⁾。続けて、汪は「軍国主義殖民主義に対し吾人は心から深く之を惡み之を痛絶する」、「この盜賊的行為は人類共存主義の許さない所である」、「自在を知りて他人の存在を許さないものもその罪は更に甚だしい」、「軍国主義殖民主義はその精神は他人の存在を許さざるところにあり、之人類共存主義の敵たる所以」と述べ、痛烈な軍国主義批判を展開する。汪はここで、人類共存主義の敵として「軍国主義殖民主義」を否定しているが、「数十年来吾国は軍国主義（以下殖民主義等の字を省略する。軍国主義に之等は凡て包含されているから）の害毒を受ける」とあるように、汪は軍国主義を殖民主義の意を包含するものとして用いている¹⁷⁾。これは、汪の「軍国主義」に対する認識が同時代の人々のものとは異なり、むしろ現代に近いことを示すものである¹⁸⁾。

汪の主張は、彼が中国の軍事力の低さという現状に際し、日本の武力侵略に対抗するため、軍事力に依らない平和的解決方法として軍国主義を否定し、人類共存主義の理念に期待をかけたものと考えられる。汪は、パリ平和会議を「軍国主義と人類共存主義の過渡期」ととらえ¹⁹⁾、そこで創設された国際連盟の理念に救国方法を見出し、その人類共存主義の理念の確立が今後の世界平和の実現に活かされることを期待した。しかし、翌1920年1月に発足した国際連盟に、それを提唱したアメリカが上院の反対で参加せず、汪の期待に反し、世界平和維持への成果は期待できないものとなった。

この当時、日本政府は様々な条約の締結²⁰⁾に踏み切ったが、軍拡と中国侵攻政策に歯止めがかけられた軍部は不満を示した。そうした中、1928年5月3日

の済南事件、同年6月4日の張作霖爆殺事件、1931年9月18日には満洲事変が勃発した。その直後の同月23日、汪は「救亡唯一の道 日本に抵抗せよ、蔣介石に下野を促せ」という文章を発表し、日本への積極的な抵抗を主張する²¹⁾。

辛亥革命後から満洲事変まで(1912-1931年)の汪の日本観は、1920年のパリ講和会議の決議を機に、日本の軍国主義を「人類共存主義の敵」と見なし、厳しく批判し、その後の中国侵略に警戒を示した。その対日姿勢は、積極的な全面抗戦の主張であった。その日本観には、敵である日本に対決するという単純な対決姿勢が見られ、客観的な日本分析は見出せない。それは、汪の軍事情勢の認識不足²²⁾もあるが、人類共存主義に立脚した国際平和の実現こそが救国方法であると考えた、彼の方法論によるところが大きいといえる。

(3) 満洲事変後から日中戦争前まで(1932-1936年:49-53歳)

1932年2月15日、徐州司令部設立記念週で行った「一面抵抗、一面交渉」という演説²³⁾で、汪は中国と日本の軍備差を客観視すれば、現在の中国の軍備では日本に太刀打ちできないとし、現状に即した内外への対処の必要性を説き、現実を認識せずにただ抗戦を支持する人々を諫めている。さらに、同年3月29日、国民党中央党部北京残留事務所が主催した革命烈士記念大会で行った演説²⁴⁾では、日本は軍事強国で軍備面・援兵面ともに圧倒的に中国に勝っており、中国が日本に抵抗しても勝算はない、と認識している。また、同年8月6日、汪は関東軍の熱河侵攻に対する張学良の対日不抗戦に憤慨し、張に下野を要求する電報²⁵⁾を送り、自らも行政院長を辞職する。翌1933年3月、汪は張が熱河陥落を理由に辞職したのを機に帰国、行政院長に復職し、同年5月31日に塘沽停戦協定を締結(長城以南に非武装地帯を設置)する。この塘沽停戦協定の締結により、満洲事変以来の日本軍による軍事侵攻は一旦休止するが、1935年から再び強まり、これを機に日中関係は急速に悪化していく。同年6月10日に梅津・何応欽協定締結(塘沽停戦協定で設けられた非戦地区を河北省まで拡大など)、同月27日に土肥原・秦徳純協定締結(塘沽停戦協定で設けられた非戦地区をチャハルまで拡大など)、同年11月には華北に殷汝耕の

「冀東防共自治政府」という親日政権が誕生した。こうした日本の強引な華北分離工作は、1935年の中国各地の反日デモの激化と日本製品不買運動を引き起こし、対日強調外交をとる政府批判、すなわち蔣と汪への批判につながった。こうした状況下で、1935年11月の国民党第四回大会六中全会開会式で汪が狙撃される事件が起き、翌1936年12月には蒋介石が張学良に軟禁される西安事件が起きた。

満洲事変後から日中戦争前まで（1932-1936年）の汪の日本観は、中国と日本の軍事力差を根拠に、中国が日本に勝つ見込みはないと判断し、「軍事上の抵抗、外交上の交渉」という対日姿勢をとった。汪は日本の軍事力評価に重きを置き、その軍事力による中国侵攻に脅威を感じていた。その日本観には、もはや単純な対決姿勢は見られず、両国の軍事力評価に即した慎重な対決姿勢が見られる。それは、対日交渉に直接関与する行政院長としての政治的立場に立脚した、この国難を切実な現実問題としてとらえる見方によるものといえる。

第2章 日中戦争期の日本観（1937-1943年）

第1節 日本に援助を求めた決断の背景

(1) 抗日から和平主張への転換（1937-1938年：54-55歳）

和平運動の決心時期について、汪は、第二次近衛声明以後であるとし、それ以前に和平運動の考えを抱いていたものの、主張するには至らなかった、と記している²⁶⁾。

汪夫人・陳璧君（1891-1959年）²⁷⁾によれば、汪が抗日から和平主張へと転換した時期は、ドイツ大使トラウトマンによる調停時（1937年11月16日開始、1938年1月13日失敗に終わる）であり、和平主張の考えをもちながら汪と陳が重慶に同行した理由は、「政府は一つであるべき」とする汪の考えに基づく、という²⁸⁾。1937年11月28・29日、トラウトマンから提出された日本の調停条件に対する党内見解は、同年12月に汪が召集した国民政府国防最高会議第54次常務委員会議での報告で確認できる²⁹⁾。その報告によれば、1937年12月時点で、日本の調停条件に対する党内反対者はいなかった。ところが、日本軍が南京を占領すると、日本は調停条件を加重してきたため、和平調停は失敗に終

わる。

以上から、汪の抗日から和平主張への転換は1937年11月のドイツ大使トラウトマンによる調停を契機とし、和平運動を決意するのは1938年11月3日の第二次近衛声明以後である。そして、汪に重慶政府離脱（1938年12月8日）を決意させたのは、党中央に和平主張の建議をし続けたが聞き入れられなかったこと³⁰⁾、また、党内における和平派弾圧が厳しくなってきたことも関係する。

日中戦争開始から重慶離脱まで（1937-1938年）の汪の日本観は、中国と日本の軍事力差を根拠に、中国が日本に勝つ見込みはないという判断のもと、1937年7月の日中戦争勃発後、次第に強まる日本軍の侵攻（1937年12月南京占領、1938年5月徐州占領、10月武漢三鎮占領）に亡国の危惧を強め、焦燥感の中、和平主張へと傾いていった。それは、汪の今後の情勢への悲観的な認識と、彼の政治的立場（1937年国民政府国防参議会副主席、1938年国民党副総裁）からくる国と国民への責任感によるものといえる。

（2）日本に援助を求めることを決めた根拠

汪が1938年、日本に援助を求めることを決めた根拠として、①日本と中国の軍事力差、②国際情勢、③国力復興、④抗日政策への批判と民衆への責任、⑤消すことができる条約上の文字、⑥政治的立場と外交手腕への自負、の6点が挙げられる。

①日本と中国の軍事力差については、先に述べた。

②国際情勢

汪は1938年当時、「英米仏の援助は次第に表面化しつつある」が、これは「ただ調停に際して我が方を比較的に有利にし得るのみ」で、「戦争を解決し、その参戦によって我が方に決定的な勝利を確保せしめるものでな」とし、「ソ連も亦英米仏の協力を得ずしては独立の行動を取り得ず」、「ドイツ及びイタリーは我が方が和平交渉に乗出せば必ずや欣然として協力するであろう」と見ており³¹⁾、アメリカ、イギリス、フランス、ソ連の中国全面的支援は期待できない、と判断した。

③国力復興

汪は1938年以前に、国土の荒廃、民衆の困窮、経済の疲弊を十分認識し、「中国の復興には少なくとも三十年はかかる」と見ており³²⁾、将来に向け、国力の温存に努めることは為政者の責務であると自覚していた。1938年になると、汪は「中国の国力では、もはや戦争はできない。だからどうしても和平を実現させなければならない」と考え、「この上さらに敵〔日本軍、筆者注〕が重慶を攻略することになってもなったら、中国は本当に亡んでしまう。それでも手をこまねいて国が亡ぶのを待つべきだろうか」と述べている³³⁾。

④抗日政策への批判と民衆への責任

抗日政策への批判とは、蔣介石の抗日政策が民衆への責任を放棄したものであったことや、南京陥落前の国民政府の作戦が民衆を犠牲にしたものであったことに対する汪の不満である。陳璧君によれば、日中戦争当初、日本軍の広東侵攻が切迫すると、「国民政府要人はいずれも先を争って逃亡し、日本軍の進駐四日前には、一指をも民衆の保護に当ることなく、撤退し」、そこには「頼るべき国民政府はすでにいなかった」という³⁴⁾。

⑤消すことができる条約上の文字

汪は、条約上の文字は永久的なものでなく、中国が国力を蓄えていけば、対日交渉での条約改正は可能であると考えていた。陳璧君は漢奸裁判公判において、検察官から「基本条約では蒙疆華北の駐兵を規定し、また中日満宣言を発表した。東北〔満洲〕はいらないのか」と聞かれ、「そうではない。条約上の『文字』は消滅させることが出来る」と述べている³⁵⁾。

⑥政治的立場と外交手腕への自負

汪は自らの政治的立場（国民党ナンバー2、文人政治家、孫文の後継者）をもってすれば、日本と和平交渉を行うことは可能であると判断していた。その根拠は外交交渉力の自負心にあった。側近・陳公博（1890-1945年）によれば、1935年8月、陳が青島で療養中の汪を訪ねた際、「多くの人が汪先生を売国奴呼ばわりしている。売国奴ならそれなりの代を得る。（中略）どうせ国をただでくれてやるのなら、なにも汪先生の手でやることもあるまい」と伝えると、汪は興奮気味に「『ただで国を贈呈するにしても、他の人がやれば限度がなく

なる恐れがあるが、私がやれば無制限にくれてやるようなことはしない』と述べた、という³⁶⁾。

第2節 抗日を選んだ蒋介石との比較

(1) 政治的立場と役割

蒋介石は国民党のリーダーおよび軍事責任者で、中国の最高指導者である。いうまでもなく、政治指導者として日本の侵攻から中国の領土と国民を守る責任がある。蔣が対日方針として抗日を唱えるようになるのは1937年以降である。それ以前は「安内攘外」政策（当時の蔣と汪の共通した対日方針）をとり、日本に対して忍耐と譲歩を基本とし、事態の拡大防止のため時間を稼ぐ政策をとっていたが、1936年12月の西安事件を機に抗日へと転換する。それは西安事件の際、蔣が張学良の要求を受け入れたことによるが、その背景には、1935年以降の日本の強引な華北侵攻に対する抗日運動の激化があった。軍人であり、一国の最高責任者という立場上、蔣のとるべき救国政策は抗日方針以外にはなかった。

一方、汪兆銘は国民党ナンバー2の実力者で、文人政治家である。政敵である蒋介石の威信が弱まれば、ナンバー2である自分の出番となる。文人政治家である汪には戦争を遂行する責任はなく、抗日を主張し、戦争に負けたところで責任を負う必要はない。日中関係が悪化した状況下で、一国の最高責任者で軍事責任者である蔣が和平を主張するわけにはいかないが、文人政治家の汪であれば和平運動による救国手段も可能である。つまり、日中戦争期における汪の救国手段は抗日も和平路線も可能であった。汪は、亡国への危機感を強める中で、自分と蔣の立場の違いを認識し、自身の筆力と外交手腕を活かした和平運動を模索していたと思われる。

次に、蔣と汪の関係性について見てみる。

陳公博は二人の性格について、汪は「謙譲をもって自己を抑える性格」で、蔣は「軍人出身であるだけに地位と名目を大変重視」と分析し、両者が「表面上はお互いに遠慮しながら、心の中では指導権をめぐるしをげをけずっていた」と指摘する³⁷⁾。

蔣と汪の政治的関係について、高宗武（1905–1994年）は、両者は「中国に何か大事件が起ると、自然に握手をし」、蔣は「軍事に責任を持って国内の動揺を押え」、汪は「外交の表面に立って苦しい後始末を引き受ける」のが常例になっており、「外交の後始末」をする汪は「いつもちょっと分がわるい」と指摘する³⁸）。汪の和平運動に関わった西義顕（1897–1967年）は、汪と蔣について、「個人的要素が彼らを離れさせ、公人的要素が彼らを合わせる」とし、両者が「目標を一にしながら異なった道程」を選んだのは「人間性格の問題」が原因で、両者の「個人的性格の相違」は、公人として政治家としての「政治力の構成要素を違え」、蔣は「組織力 [軍隊と藍衣社、筆者注] と経済力 [浙江財閥、筆者注]」をもち、汪は蔣がもつ政治力の要素を欠くが、先駆的革命家にとって不可欠な「思想力」で蔣に拮抗した、と指摘する³⁹）。また、西によれば、1940年9月、西が南京の汪を訪ねた際、汪は「個人の感情としては、蔣介石を絶対に許せない」が、「全面和平の大義のためには再び彼と提携する」と述べた、という⁴⁰）。

こうした両者の関係性を見ると、互いに政敵として熾烈な競争心を抱いていたことは想像に難くない。汪が日本と和平交渉を行うことを主張し、重慶政府を離れ、日本占領下に政府を組織した理由に、蔣との対立・確執を挙げる見方がある。たしかに、両者には様々な軋轢があり、汪の決断の背景に、蔣への個人的感情があったことは否定できない。しかし、汪が私怨（1939年1月に林伯生が香港で負傷、汪の甥の沈次高がアモイで暗殺、同年3月にハノイで曾仲鳴が暗殺）のみから対日提携を目指したと見るのは、一面的な見方であろう。

(2) 日本観の違い

1938年当時の蔣と汪の日本観を比較するにあたり、①国力と日中戦争の勝算、②国際情勢と外国による中国支援、③民衆への姿勢、という3点から検討する。

① 国力と日中戦争の勝算

蔣、汪ともに、中国と日本の軍事力が懸隔しているという現状認識をもっていった。日中戦争の勝算については、蔣は、中国は広大な国土と人口の多さを活

かした持久戦をもってすれば中国に勝算があると考え、抗日の立場をとった。蔣は、持久戦に不利な日本が中国を占領しようとするれば、3年もの期間用兵しなければならず、それによって経済破綻を招き日本は負けるだろうと考えた。一方、汪は日本の軍事力に対し、現在の中国の国力では戦えないと考え、中国が日本に勝つことは困難であると判断し、民衆の犠牲と国力の消耗をもたらす持久戦に反対した。

蔣は全面戦争を決意した以上、いかなる犠牲を払おうと、抗日持久戦を貫徹して勝利することを考えたが、汪は犠牲を極力避けようとする。蔣は日本に勝つという現在に焦点を置いたのに対し、汪の場合、当面は国力を温存する時ととらえ、将来の国力復興に焦点を置いている。

②国際情勢と外国による中国支援

国際情勢について、蔣は、日本が敵と考えているのは中国ではなくロシアであり、今後日本は北進してロシアと戦う可能性が高く、南進してイギリス・アメリカと戦うことは考えにくいと認識しており、汪も同様の認識であった。蔣は、日本の国際社会での立場について、日本は国際情勢に疎く、敵が多く、国際社会で孤立していると見ており、中国がこのまま抗日持久戦を継続していけば日本はさらに国際社会で孤立を深め、中国は各国の支援協力を得られるだろうと見込んでいる。一方、汪は各国の対中姿勢について、先述したように、イギリス・アメリカ・フランスの援助は表面化しつつあるが全面的な援助には至らず、ソ連もまた、イギリス・アメリカ・フランスの協力なしには援助は期待できないとする情勢認識に立ち、各国の全面的支援に期待はもてないと見ていた。

③民衆への姿勢

蔣の場合、抗日政策という点では、抗日運動が高揚する当時の民心に沿ったものであったが、民衆の犠牲に対する留意は一切見られない。一方、汪は民衆の犠牲に留意し、民衆の辛苦に憐憫の情を見せる。重慶離脱以前、陳公博が汪に、「本当に駄目 [日中戦争に敗れること、筆者注] なら共に犠牲になってもいいではないか」と言ったのに対し、汪は「我々は革命をやっているのだから死などを恐れてはいない。しかし幾千万の百姓を道連れに死ぬこともなかる

う」と答えている⁴¹⁾。

第3節 汪兆銘の思惑

(1) 日本との提携を通じて対日交渉を有利に展開

汪は中国の将来を見据え、日本と提携することによって対日交渉を有利に展開し、①国力向上、②憲政期への移行、を目指そうとした。

①国力向上

先述したように、汪は中国の復興に30年以上かかると見ていた。彼は疲弊しきった国力をいかに復興させるかを考え、「今の中国にはたとえ一分たりとも、将来の復興に役立つエネルギーを温存することが大切」と見なし⁴²⁾、当面は戦争被害の軽減に努め、国力温存を図り、日中戦争の終結まで持ちこたえようとした。そして、中国が徐々に国力を蓄えていけば、汪は自身の外交手腕を活かし、対日交渉を有利に進めていけると自負していた。彼は、自分が「先ず日本と交渉してみて、よい条件がでたところで政府が引き継げばよい」と考えた⁴³⁾。

②憲政期への移行

訓政期から憲政期への移行は、汪が信条とする民主政治の実現を意味する⁴⁴⁾。

汪と黒川利雄（東北大学教授、内科医）⁴⁵⁾の会話の中に、汪の国家観の一端を見ることができる。1943年11月、黒川が中国の歴史上の人物で一番偉大な人物（孫文以外）を尋ねたところ、汪は「唐の太宗〔唐の第2代皇帝・李世民、筆者注〕と答え、「版図が最も広がった上、国内がよく治まっていて、平和で泥棒もいなかった（中略）あんな国をつくりたい」と語っている。さらに汪は、唐の太宗は「初めは武で以って全国を従え」版図を広げたが、統一後は「文治に重きをおき、種々な文化をきづ」き、「初めて行われた文物・制度が非常に多く」、「風俗・習慣もその時代に初まって今に至るまで行われているものが頗る多」い、と語る⁴⁶⁾。汪は太宗に倣い、西洋由来の議会政治や制度を導入し、社会教育を発展させ、民衆が安心して生活できる平和な社会建設を目指していたと考えられる。

(2) 日本との和平交渉と苦悩 (1938年12月-1943年: 55-60歳)

a) 重慶離脱前後から政府樹立まで (1938年12月-1940年: 55-57歳)

日本との和平交渉の経緯を概観すると、汪の重慶離脱以前から汪側と日本側との間で内約交渉が進められ (中国側: 高宗武・梅思平、日本側: 影佐禎昭・今井武夫)、汪の重慶離脱1ヶ月前の1938年11月20日に内約が合意し、同月27日に汪が承認した。この内約承認に至るまでの汪の様子について、側近・周仏海 (1897-1948年) は、汪が日本側から提示された協議内容に不満を示し、同意を躊躇する様子を記している⁴⁷⁾。躊躇の末、内約を承認した汪は重慶を離脱し、ハノイに入った後、側近・曾仲鳴 (1896-1939年) の暗殺後に中央政府を組織することを決心する。

1939年3月27日、汪が曾の暗殺直後に発表した「一例を挙ぐ」では、和平は自分一人の主張ではなく党中央で決定した主張であると、トラウトマンの調停を一例にとって公言し、「国家の目的は生存独立にあり、和戦は只この目的を達せんがための手段に過ぎ」ず、「和平を主張することが国家の統一を妨げるものではなく、和平反対必ずしも分裂を救ふ所以でもなく、繰り返される「循環的報復は決して永久平和の道ではない」と主張する⁴⁸⁾。その後、ハノイから上海へ脱出した汪は、日本政府の和平提携の意志を確認し、具体的な検討に入るため、1939年6月に来日した⁴⁹⁾。

1939年7月9日、汪は上海でのラジオ放送演説「日支関係に対する我が根本観念と前進目標」の中で、日本は「東亜の強国として、その経済、軍事、文化は著しく先進」し、「最近数十年、日本無くしては東亜無し」といえるが、中国は現在「諸事落伍している」が「東洋に於いて廣大なる土地と多数の人口を有し、且つ長き歴史を有する国家である」とし、今ようやく強盛を図ろうとする中国がすでに強国の日本を敵に戦うことは「國家及び民族を愚弄する」ことだと語り、第三次近衛声明 (1938年12月22日)⁵⁰⁾の「三原則の實行は支那の自由独立に対し決して害のあるもの」ではなく、この声明に賛同するのは「東亜百計の大計のため」であり、三原則は日本の国策で、日本全国の与論と一致したものであるとし、「日本に対しては冤仇は解くべくして結ぶべきでないとの根本義に基いて敵を転じて友となすことに努力し、第一に日支の和平を回復

し、第二に東亜の和平を確立することである」と主張した⁵¹⁾。

1939年10月、中央政府成立に向けた内約折衝が上海で汪側と梅機関⁵²⁾の間で始まり、同月30日、内約折衝の署名締結（中国側：汪兆銘・周仏海・梅思平、日本側：影佐禎昭・須賀彦次郎・犬養健）が行われた。その際、日本側が提示した交渉原案⁵³⁾は日本の占領政策が強化され、汪が重慶離脱を決めた第二次近衛声明とはかけ離れたものであった。この時の汪の様子について、犬養健（1896-1960年）は「汪は堪りかねて影佐に面会を申し入れ、悲壮な面持ちで『内約の原案を仔細に読んで見ると、最初の近衛声明の精神からは全く遠ざかってしまっていて、このままの状態では和平陣営のなかには前途を悲観して脱落してゆく同志も現にあらわれそうな兆候を見せている。（中略）事ここに至ればいさぎよく政府樹立をあきらめて、最初の案のとおり民間の和平促進運動のかたちに戻りたいと思う。それを諒としてくれ』と訴えている⁵⁴⁾。高によれば、汪は条項の苛酷さに不満を抱き、何ヶ月も葛藤した結果、最終的に署名した⁵⁵⁾。汪は次第に苦境に陥り、日本と和平交渉を行うことに対する諦めが広がっていった。汪はその後、言論活動によって日本政府に近衛三原則の履行を要求していく。

汪は日本言論界に対し、「日本に寄す——中国と東亜」（『中央公論』1939年10月号）と題した一文を発表する。汪はそこで日本の侵略主義を激しく非難し、「中国人にとって〈東亜協同体〉及び〈東亜新秩序の建設〉という二名詞は中国滅亡の代名詞である」と指摘し、当時の日本政府や軍関係者が口にしてきた〈東亜協同体〉及び〈東亜新秩序の建設⁵⁶⁾に隠された中国侵略の意図を批判し牽制した上で、日本政府に対して近衛三原則の履行を求めている⁵⁷⁾。

上記の経緯を経て、1940年3月30日、汪政権は重慶政府の南京「還都」という形式をとって樹立した（林森主席、汪は主席代理）。ちなみに、日本政府が汪政権を承認するのは、その8ヶ月後（同年11月30日）のことである。

汪の重慶離脱前後から政府樹立まで（1938年12月-1940年）の日本観は、和平交渉における、日本の軍人や政治家の裏切り行為に対する憤りと不信感であった。表面上は和平を口にしながら、実際は中国占領を強化していくという日本側の姿勢に対し、汪は言論という消極的抵抗によって日本政府を厳しく牽

制し、近衛三原則の履行を要求していくのである。

b) 太平洋戦争前後 (1941-1943年 : 58-60歳)

汪政権は樹立後から、「日本軍総司令部、日本大使館、そして日本政府を相手」に攻防と我慢の連続であった⁵⁸⁾。1941年12月に太平洋戦争が勃発すると、対英米開戦によって日本政府による汪政権への締め付けが緩むことを期待した汪は、日本政府に汪政権の対英米参戦を求めた⁵⁹⁾。しかし、参戦宣言後は日本軍に収入窓口を押さえられ、財政事情は逼迫し、財政難に陥り、物質調達をめぐって日本と攻防を広げることになった。

太平洋戦争前後 (1941-1943年) の汪の日本観は、汪政権に無断で対米開戦を始めた日本政府に不満を示し、近衛三原則を実行しない日本政府に不信感を抱きながら、重慶政府が英米と提携したことにより、中国は日本に敗れることなく戦争にもちこたえるかもしれない、という認識をもつようになった。

c) 対日交渉の錯誤

汪側の対日交渉の錯誤は日本の対中政策によってもたらされたといえる。

日本政府の対中政策は真の戦争目的と戦争対象が曖昧なまま、確固たる対中方針をもたず、中国に対する理解や認識もなしに状況任せで進められた。それを招いた要因は、①政治指導者が度々変わる内政⁶⁰⁾、②政府内における軍部の政治力増大 (1936年の二・二六事件以後、軍部大臣現役武官制復活)、③三省間 (陸軍省・海軍省・外務省) による対中政策一本化の難しさ (対中政策の方針の多くは軍部の意向に沿ったものであった)⁶¹⁾、④大局を見究められる政治指導者の不在、⑤現場の軍人の横暴さ、にあった。その結果、日本の対中政策は継続性を欠き、政府関係者の汪政権に対する認識不足をもたらした⁶²⁾。

汪の対日交渉における錯誤として、次の3点が挙げられる。第1に、日本政府のねらいは和平交渉によって中国における日本の権益を拡大することであったが、汪は第二次近衛声明を日本の国策として受け止めようとし、日本の意図を見抜けなかったこと、第2に、日本の対中政策の方針は概ね軍部の意向を反映したものであったが、重慶離脱当時、汪側には日本の政情への認識不足があったこと⁶³⁾、第3に、対日交渉は汪側にとって対等なものではなかったが、決裂を避けるには日本政府の立場を考慮し、日本側の主張を受入れる外にな

かったこと⁶⁴⁾、である。

第3章 最晩年の日本観（1944年）

第1節 最終的な日本観（1944年：61歳）

汪兆銘の最終的な日本観は、名古屋帝国大学附属病院入院時に汪の専属看護医であった太田元次（陸軍軍医大尉）による看護メモ⁶⁵⁾と、汪の国事遺書とされる「最後之心情」⁶⁶⁾の部分分析に基づいて、検討する。

「最後之心情」について、益井康一氏は「不完全ながら、信憑性が認められた」とし、汪の遺書であると判断している⁶⁷⁾が、その真偽は現在も十分に解明されたとはいえない。「最後之心情」は文脈に統一性を欠くことから、論理的主張を得意とする汪の文章として疑問視する見方があるが、筆者は以下を理由に汪の遺書であると判断する。第1に、夫人の陳璧君に口述筆記させたものであること、第2に、遺書という性格上、論理的主張に終始するものではないこと、第3に、汪が重病であったこと、である。これらの状況を総合的に考えれば、文脈の不統一を理由に偽物と断定することはできない。汪がこの時期に遺書を手直したのは、病状が日ごとに悪化する中で死期が近いことをある程度悟り、口述する気力体力が残っているうちに、どうしても遺しておかねばならない主張をすることにあつたと考えられる。

次に、汪の最終的な日本観について、①日本人への認識、②日本の提携姿勢、③日中戦争の将来予測、の3点に基づいて検討する。

①日本人への認識

汪は、中国革命の遂行に尽力した日本人志士⁶⁸⁾、大義を知る少数の重臣⁶⁹⁾、信頼関係にあった日本人（友人、医療スタッフなど）⁷⁰⁾を肯定的に評価しているが、中国侵略を進めてきた日本の軍人（軍閥）と、虚偽の提携によって汪を利用した日本の軍人や政治家を否定的に評価している。汪の日本の軍人や政治家に対する負の感情は、日本人全体の否定や拒絶には至っていない。彼は公私を峻別し、善悪の観点に基づいて日本人を評価しており、そこには多面的かつ複眼的な見方が認められる。

太田は日本政府要人に対する汪の態度について、以下のように述べている。

6月25日、近衛文麿が汪を見舞った後、「汪さん、ながい沈黙のあと、突然、誰にいうともなく『日本軍人は嘘をつく、平和は虚偽からは生まれない』汪夫人、私〔太田元次軍医、筆者注〕を氣遣って汪さんを制する」とある⁷¹⁾。また7月15日、東条英機が見舞った際は「汪先生、サイパンのことは一切口に出さず〔7月7日にサイパンの日本軍は全員玉砕、筆者注〕、東條総理もふれない。『戦局は好転いたしております。早く、善隣友好の実をあげたいものです』東條総理は立ち上がった。(中略)病人〔汪、筆者注〕、日本政府の要人が訪れても、それほど感謝される様子はない。そういえば、私たち看護するもの、診察する先生たちには汪先生汪夫人以下、看護婦に至るまで感謝の念が充溢しているのが察知できたが、およそ、日本を代表する政府要人客には、形式礼を尽くされるのみで、心からの感謝はなく、むしろ意外」とある⁷²⁾。

汪は日本の軍人(軍閥)に対し、その暴力性、侵略性、国益より自己の利益を優先する身勝手さ、際限のない領土的野心を指摘し⁷³⁾、彼らを中国経済を危機に陥らせ、中国国民を苦難に至らしめた元凶と見なしている⁷⁴⁾。

②日本の提携姿勢

日本の汪政権との同盟と交渉について、汪は、「強国が弱国を自分の餌」にした不平等な提携であったこと、汪側の交渉相手は大義を知らない抑制のきかない軍人と、軍人の鼻息をうかがう外交官や特務機関であり、日本側のねらいは国民政府の真意を探り、中国を自滅させるために汪を利用したこと、日本側の交渉が虚偽で公正さを欠いた不平等なものであったことを指摘している⁷⁵⁾。

③日中戦争の将来予測

汪は、中国が米国と同盟国となったことを根拠に、日本は絶対に中国を滅ぼすことができないと確信している⁷⁶⁾。汪が対日提携を決意した1938年当時、各国の中国に対する全面的援助は期待できなかったが、1944年現在はイギリス・アメリカを始めとする連合国側の協力を得たことにより、日中戦争に対する汪の見解は、中国は日本に敗れないという認識に変化した。

以上のように、汪の最終的な日本観では、中国革命に尽力した日本人志士や、大義を知る少数の重臣、信頼関係にあった日本人を肯定的に評価する一方で、それとは対極にある、大義を知らない日本人の存在が強く意識されてい

た。それは、汪が中国侵略の元凶と見る日本の軍人（軍閥）と、虚偽の提携によって汪を利用した日本の軍人や政治家たちであった。汪は中国の現況を招いた彼らを憎悪し、彼らのなかに中国（人）蔑視の認識があったことを認めている。汪は彼らへの認識を日本（人）全体の否定や拒絶として表すのではなく、日本人全体に反省を求めることで抗議した。彼は日本人に自覚を促し、日本の軍人と日本政府には中国侵略をやめ、軍隊の撤退、満洲の返還を要求し、日本人全体には中国人蔑視をやめ、対等な関係に戻ることを求めた⁷⁷⁾。

第2節 日本観から見える政治思想

汪の日本観から見えてきた、その政治思想について、①軍国主義への認識、②民衆への認識、③民主政治への希求、の3点の観点から検討する。

①軍国主義への認識

汪の日本観で一貫して見られるのが、軍国主義の否定という視座である。

汪は軍国主義を「盗賊的行為」、「他人の存在を許さないもの」として忌み嫌い、その担い手である軍人を憎悪していた。先述したように、汪は、軍国主義は殖民主義を包含するものと見ており、現代に近い認識をもっていた。汪の軍国主義への認識は当時であって先進的といえるが、その背景には周囲との軋轢を嫌い、自身が譲歩することで全体の調和を図ろうとする彼の性格と、軍人を野蛮と見る文人政治家としての視点が反映されていたと考える。汪の軍国主義の否定には、人類共存主義に基づく汪の思想的背景があったといえる。

②民衆への認識

汪の民衆への認識は、革命運動を志した当初から一貫して見られるものである。

彼が27歳の時に著した「革命之決心」で、無知の民が辛苦憔悴しているのを見て「惻隱の心が生ずる」と述べているように、汪にとって民衆は弱者、守るべき存在であった。日中戦争下、汪は民衆の困窮に心を痛め、とりわけ日本軍占領下の民衆の苦難に同情を寄せていた。最晩年は病床にあつて、中国国民に対して何度も両手を合わせている⁷⁸⁾。こうした民衆への心情は、為政者である前に、一人の革命黨員として持ち合わせるべきもの、と汪は考えていたのであろう。

③民主政治への希求

汪は、以前から「民主政治を熱望」してきた⁷⁹⁾。犬養健は汪の先進性に着目し、汪は「少し早く中国に生まれ過ぎた（中略）一党独裁と軍事力と秘密警察とのうえに成り立っている軍政期の国民政府時代に生れるべき人ではなかった」とし、「比類のない雄弁、その理と熱とを兼ね備えた公的文書——すべてがすぐれた議会政治家に詳しい」と評価している⁸⁰⁾。

汪の政治的判断の多くは、彼の個人的意見ではなく、合議上の総意であった。汪が訓政期移行後に党内で起きた反蔣運動に呼応した理由も、独裁化を否定し、民主政治を目指す、その政治観に起因するものであったといえる。

おわりに

本稿では、汪兆銘の40年間（1904–1944年：21–61歳）の日本観を体系的に見ることにより、汪が晩年、日本と提携したねらいやその目的、彼の政治思想について考察してきた。これは、先行研究で欠落した部分を明らかにするという点で意義があると考えられる。

本稿では、汪の最晩年の日本観を知る「最後之心情」は、部分分析（日本人への認識・日本の提携姿勢・日中戦争の将来予測）のみを対象としたが、彼の日本観と中国観、その思想と心情すべてを明らかにするには、内容全体の詳細な分析が求められる。よって、「最後之心情」全体の分析については、別に稿を改めたい。

汪の和平運動は、必ずしも万全の結論と見通しがあったとは言い難い。しかし、汪は和平運動によって重慶政府の抗日政策を和平政策に転換させようと考え、対日提携に乗り出した。和平建国が成功すれば、汪の選択が救国手段となり得るし、そうでない場合は、蒋介石の抗戦建国が救国手段となる。どちらの結果に至ろうと、汪は中国の自由独立を保つという大義は達成できると見込んでいた。そして、その大義達成の背後には、汪の個人的動機があったことも見逃せない。筆者の私見では、「中国のため」、「民衆のため」という汪の言葉の裏には、彼が40年間、中国の自由独立と国家建設を目指して従事してきた革命運動貫徹への強い思いがあったと考える。この大義達成は、汪が人生を捧げ

てきた革命運動の結実であり、革命黨員としての自己実現の達成を意味する。よって、日中戦争による中国滅亡は、彼にとって何としても避けたい事態であった。

汪にとって日本という存在は、当初は中国革命のモデルであり、その後、抵抗すべき軍国主義の代名詞となり、最後はその侵略から中国を守るために連帯すべき隣国として認識された。中国の永久平和は日本との関係抜きには成り立たないと考えた彼は、国家建設の途上において、それを阻む要因を極力排除することが中国の自由独立を守り、国家建設のために有効であると信じ、日本と和平交渉を行う道を選択した。しかし、日本の虚偽の提携により、汪の救国行為は売国行為へと成り下がった。日本の敗戦前に病死した汪は、漢奸裁判にかけられることはなかったが、彼は現代中国の漢奸第一号となった。

中国では、漢奸という烙印を押されれば、当人のみならず子孫末裔に至るまで売国者として蔑視の対象とされる。結果に基づいて評価される、この中国独自の道德観念に依れば、汪に対する漢奸という評価は揺るぎないものであろう。しかし、汪が対日提携に至った過程を見れば、祖国の滅亡を回避しようと苦慮した一人の革命家の姿が浮かび上がってくる。それは、汪が漢奸（中華民族の裏切り者）と評されることはあっても、決して売国者とはいえないことを示すものである。

注

- 1) 中国国民党の政治家。号は精衛。広東省番禺三水県（現在の広州）生まれ。日本留学中に中国革命同盟会に加入し、同盟会の機関紙『民報』で革命支持の論陣を張った。1910年、27歳の時、清朝の摂政醇親王載灃の暗殺に失敗して逮捕され、革命家としての名を轟かせる。1925年、孫文死去の際、その遺囑を執筆した。1926年、広州国民政府が成立されると、国民政府常務委員兼軍事委員会主席に選ばれる。その後、軍事力を背景に台頭してきた蒋介石と政敵となる。日中戦争中、日本との和平を求め、蔣とは別の中央政府の樹立を期待した日本に呼応し、1940年、日本占領下の南京に汪兆銘政府を組織した。日中戦争中の1944年11月10日、名古屋帝国大学付属病院で多発性骨髄腫により、61歳で病死した。
- 2) 日本では、古厩忠夫（傀儡政権）、小林英夫（汪政権の活動）、土屋光芳（汪兆銘の

対日政策と政治観、対日協力)、柴田哲雄(汪兆銘の政治思想、対日協力)、戸部良一(対日協力)などが挙げられる。土屋氏は政治思想の視点から、汪の日本観について述べている(『汪精衛の日中関係のイメージ——友好か、敵対か?』『政経論叢』第64巻第3・4号、明治大学政治経済研究所、1996年3月、141-175頁)。中国では、蔡徳金(漢奸研究)、黄美真(傀儡政権研究)、劉傑(漢奸研究)などが挙げられる。大陸では1980年代半ばから中国国民党史の研究が開始され、蒋介石評価は全面否定から部分的肯定へと変化した。古厩氏によると、蔣の評価が高まった分、逆に汪の評価は厳しいものとなっている(古厩忠夫「汪精衛政権問題学術討論会に想う」歴史科学協議会編『歴史評論』第458号、校倉書房、1988年6月、87頁)。大陸・台湾ともに、汪を漢奸とする評価を前提とするが、1990年代以降、その中身に多様性が見られるようになった。劉氏は、汪が漢奸という立場に置かれるに至った過程を客観的に分析し、その原因は日本の和平工作の謀略性にあるという視点から、漢奸を前提とする汪の評価を否定する姿勢をとる(劉傑『漢奸裁判』中央公論新社中公新書、2000年)。台湾においては、王克文(汪兆銘の政治)が挙げられる。王氏は、汪の日本留学期から晩年における言動を政治思想や道徳観と関連づけ、彼の心理面を考察し、人物像に迫っている(王克文『汪精衛・国民党・南京政権(民国史学叢書14)』国史館、2001年)。本稿では、日本および中国の資料を中心とし、欧米のものは扱っていない。

- 3) 1906年当時、東京に來日していた清国留学生(官費・私費)は1万人近くおり、彼らは日本で西洋の知識を得ることを目的としていた(当時の駐日公使・楊枢の言葉:「雑録:留學生精選之議」『法政速成科講義録』第25号、法政大学、1906年6月12日、117頁、<http://hdl.handle.net/10114/4851>)。また、孫文を始めとする革命派、穩健派の人々も、中国の現状を救うことを目的に活動していた。
- 4) 法政速成科は清朝政府の要請に応え、清の現代化に必要な学科の教授を通し、法律・政治・経済・外交に長けた人材の養成を目的に、1904年5月に開講された。法政大学大学史資料委員会編『法政大学史資料集第11集(法政大学清国留学生法政速成科特集)』法政大学、1988年、6-7頁。
- 5) 講義担当者は法学博士の梅謙次郎・富井政章・志田鉦太郎・笈克彦・岡田朝太郎・中村進午・山田三良・金井延などである。同前、91頁。法政速成科講義録は、画像データが法政大学学術機関リポジトリ上で公開されている(「法政速成科」法政大学学術機関リポジトリ、<http://repo.lib.hosei.ac.jp/>)。
- 6) 汪の法政速成科での成績は、第1学期試験は1位、第2学期試験は2位、卒業(第3学期)試験は2位であった。同前、145-147頁。
- 7) 汪兆銘著、安藤徳器編訳『汪精衛自叙傳』大日本雄弁会講談社、1941年、8-9頁。
- 8) 清朝政府は1908年5月、汪を始め、黄興・田桐・譚人鳳を懸賞金付きで全国に指

- 名手配した。汪の懸賞金は2000元とされた。蔡徳金・王升編『汪精衛生平紀事』中国文史出版社、1993年、7頁。
- 9) 『民報』第24号(1908年、10月19日発行)は日本政府に発行禁止を命じられ、それが元で『民報』は廃刊に追い込まれた。同前、8頁。
 - 10) 「革命之決心」の筆名は、『民報』創刊号以来の「精衛」ではなく、「守約[約束を守る、筆者注]」を用いた。同前、10頁。
 - 11) 汪兆銘著、河上純一訳『汪兆銘全集』第1巻、東亜公論社、1939年、113-122頁、および汪兆銘『汪精衛集』第1巻、光明書局、1929年、91-98頁。
 - 12) 王氏は、「摂政王暗殺の壮挙は、とりわけ国の政局を解決する激烈手段であり、汪氏個人が苦悶し苦境して解決する激烈手段——1つの「首を捕えて」殺したところで、もちろん清朝朝廷を転覆させることはできないが、彼の目的は、ただ「捕えた首」と滅びることにあり、それは自分の革命の決心を証明し、自分の「薪になる」という英雄志願もまた満足させるものであった」と、述べる。前掲『汪精衛・国民党・南京政権(民国史学叢書14)』、31-32頁。
 - 13) 中国人青年をフランスに留学させる「留仏儉学会」に従事し、第一次世界大戦勃発後は戦時労働力として欧州を訪れた中国人に働きながら学ばせる「勤工儉学運動」に協力した。1916年3月、華法教育会の中国側副会長に就任し、同年8月、中国人留学生を対象にした『旅欧雑誌』(月2回発行)の編集主任として啓蒙活動を展開した。
 - 14) 中国代表は日本による「21カ条要求」の廃止や山東半島の返還などの要求を提出したが列国の賛成は得られず、山東半島のドイツ権益は日本が継承することになり、中国は条約調印を拒否した。
 - 15) 上海『民国日報』、1919年5月31日。本稿では、前掲『汪精衛生平紀事』、31頁を参照。
 - 16) 汪精衛「巴黎和議后世界与中国」『建設』雑誌第6期、1920年1月1日発行。本稿では、「巴里講和後の世界と中国」河上純一訳『汪兆銘全集』第1巻、259頁、および「人類共存主義」恂如編『汪精衛集 卷2』光明書局、1929年、15頁を参照。
 - 17) 同前「巴里講和後の世界と中国」、256-257頁、同前「人類共存主義」、12-13頁。
 - 18) 当時の人々は「軍国主義」を富国強兵の意で用い、そこに現代のような他国への武力侵略の意は含まれない。汪と同時代を生きた戴李陶は「建国、救国を目的としながら武力を軽視するのは、絶対にいけない」と、富国強兵の必要性を主張する(戴李陶著、市川宏訳「国家主義の日本と軍国主義の日本」『日本論』社会思想社、1972年、77頁)。
 - 19) 前掲「巴里講和後の世界と中国」『汪兆銘全集』第1巻、250・262頁、および前掲「人類共存主義」『汪精衛集 卷2』、6・18頁。

- 20) 日本政府はワシントン会議（1921-1922年）での4ヶ国条約（日英同盟の解消）、9ヶ国条約（日本は山東半島における権益を中国に返還）、ワシントン海軍軍縮条約（英・米・日・仏・伊の主力艦保有量の制限に関する条約など）、1927年6月20日のジュネーブ海軍軍縮会議（-8月4日）、1930年1月21日のロンドン軍縮会議（-4月22日）において、条約を締結した。
- 21) 『寧粵合作親歴記』、1932年9月29日。本稿では、前掲『汪精衛生平紀事』、152頁を参照。
- 22) 陳公博著、岡田西次訳『中国国民党秘史——苦笑録・八年来の回顧』講談社、1980年、275頁。
- 23) 『中央日報』、1932年2月17日。本稿では、前掲『汪精衛生平紀事』、169頁を参照。
- 24) 『中央日報』、1932年3月30日。本稿では、同前、172頁を参照。
- 25) 『国聞周报』第9巻第32期。本稿では、同前、180頁を参照。
- 26) 1939年9月、上海で日本の新聞記者に語った汪の言葉。前掲『汪兆銘全集』第1巻序文、3頁。
- 27) 陳璧君は10代の時、ペナンで汪の演説を聞いたのを機に革命運動に参加する。清朝政府要人暗殺計画の際は陳も参加、暗殺失敗後は投獄された汪を助け、夫婦となった後はともに革命運動に奔走し、国民政府成立後は国民党中央監察委員の地位に就いた。陳の漢奸裁判公判は1946年4月15・16日、蘇州の江蘇高等法院で開かれ、同月22日、終身刑の判決を受けた。1959年6月17日、獄中で死亡。汪は第三者に「私の妻として陳璧君を見ないで欲しい。革命の古き功労者として眺めてもらわなければ困る。私は古き革命の同志として、陳女史の意見を尊重している」と語っている。益井康一「第六 陳璧君」『漢奸裁判史1946-1948 新版』みすず書房、2009年、72-74・83-87頁。
- 28) 同前、79頁。
- 29) 1937年12月6日、国民党国防最高会議第54次常務委員会議（主席：汪兆銘、出席者：于右任、居正、孔祥熙、何應欽、列席者：8名）が漢口中央銀行にて召集され、ドイツ大使トラウトマンから提出された日本の条件について、調停承諾の方針が報告された。汪兆銘「一例を擧ぐ」中山樵夫編訳『日華両文 汪兆銘言論集』三省堂、1939年、55-59頁。
- 30) 前掲「第六 陳璧君」『漢奸裁判史1946-1948 新版』、79頁。
- 31) 汪兆銘「中央党務委員会及び国防最高会議に通告す」『日華両文 汪兆銘言論集』、51-53頁。
- 32) 前掲『中国国民党秘史——苦笑録・八年来の回顧』、318頁。
- 33) 同前、325頁。

- 34) 前掲「第六 陳璧君」『漢奸裁判史1946-1948 新版』、82-83頁。
- 35) 同前、82頁。
- 36) 前掲『中国国民党秘史——苦笑録・八年来の回顧』、318頁。
- 37) 同前、268頁。
- 38) 犬養健『揚子江は今も流れている』文藝春秋新社、1960年、187-188頁。
- 39) 西義顕『悲劇の証人——日華和平工作秘史』文献社、1962年、224-225頁。西義顕は陸軍大将・西義一の実弟で、日中戦争当時、満鉄南京事務所長を務める。西は伊藤芳男（満鉄嘱託）・松本重治（同盟通信社上海支局長）らとともに、汪の和平軍動に関与するが、次第に同調しえなくなり、汪政権樹立前に手を引く。
- 40) 同前、344-345頁。
- 41) 前掲『中国国民党秘史——苦笑録・八年来の回顧』、325頁。
- 42) 同前、318頁。
- 43) 同前、325頁。
- 44) 「最後之心情（汪兆銘）」『漢奸裁判史1946-1948 新版』、324-325頁。
- 45) 黒川利雄は1943年11月、汪兆銘の病氣治療を命じられて南京に滞在（11月12日-12月9日）し、翌1944年2月末に再び南京に呼ばれ、名古屋帝国大学付属病院で汪の主治医団の1人となる。
- 46) 黒川利雄「汪精衛氏を想う」『学会会報』第719号、学士会、1973年4月号、60-61頁。
- 47) 周仏海は、国民党中央宣伝部長兼軍事委員長侍従室副主任で、長年、蔣介石の側近であったが、対日政策で和平政策を唱え、汪兆銘担ぎ出しに乗り出す。汪政権樹立後は政院副院長、財政部部長、中央儲備銀行総裁、軍事委員会副委員長、警政部部長、上海市市長など、汪政権の要職を担当する。蔡徳金編、村田忠禧他訳『周仏海日記1937-1945』みすず書房、1992年、125-126頁。
- 48) 汪兆銘「一例を挙ぐ」「挙一个例」『日華両文 汪兆銘言論集』、62-64頁。曾仲鳴は汪の側近で重慶離脱後の汪と行動を共にしていたが、1939年3月21日、蔣介石の指示により汪の身代わりとなって暗殺された。この「一例を挙ぐ」は、汪の曾への慰霊文である。
- 49) 1939年6月4日、汪一行（周仏海・梅思平・高宗武・周隆庠・董道寧）は日本政府の和平提携の意志を確認するために来日し、日本政府要人と会談した。その際、上海から影佐禎昭・犬養健、大使館の清水書記官らが同行した。
- 50) 「第三次近衛声明」とは、1938年12月22日に第一次近衛内閣が声明した「善隣友好・共同防共・経済提携」の近衛三原則をいう。「第三次近衛声明」外務省編『日本外交年表並主要文書——1840-1945』下、原書房、1966年、407頁。

- 51) 汪兆銘「日支関係に対する我が根本観念と前進目標」「我对于中日関係之根本観念及前進目標」中山樵夫編訳『日華両文 汪兆銘言論集』、84-94頁。
- 52) 日中戦争の打開を目的に、汪兆銘の和平運動の援助および日本側との連絡の任務を与えられた特務機関で、五相会議の指示により影佐禎昭（陸軍省軍務課長）の指揮の下、陸軍・海軍・外務省から派遣された人々が活動していた。自主的な民間人の協力もあった（影佐禎昭「曾走路我記」白井勝美編『現代史資料』13、みすず書房、1966年、373-374頁）。
- 53) 日本側が提示した交渉原案は、「日支新関係調整方針」に「戦時下の過渡的弁法」が附加され、新たに「普北十三縣の蒙疆編入、北支政務委員会の権限拡張、重要鉄道の日本側委任経営、防共的永久駐兵区域の拡張、海南島に対する權益の設定」などの内容の条項が便乗附加された。同前、376頁。
- 「日支新関係調整方針」（1938年11月30日に御前会議決定）の主要内容は「北支竝上海、南京、杭州三角地帯ニハ相当ノ間保障的ニ兵力ヲ駐屯セシムルコト」である（前掲『日本外交年表竝主要文書——1840-1945』下、405-407頁）。
- 54) 前掲『揚子江は今も流れている』、272頁。犬養健は通信省参与官で、政治家、作家。第一次近衛内閣成立と共に通信参与官となり、1938年7月、松本重治（同盟通信社上海支局長）から高宗武（国民党外交部亜洲司長）を紹介され、高の要請で汪兆銘政権樹立に関与し始める。同年11月に上海の重光堂で高・梅思平（国民政府中央宣伝部香港特派員）ら中国側と、影佐禎昭（陸軍省軍務課長）・今井武夫（参謀本部支那課員）・松本らと共に和平条件の取り組みに参加。同年12月に設立された興亜員の囑託として汪兆銘派と日本政府の間で和平運動関係の事務の一切を取り扱う。影佐によって指揮されていた梅機関に所属。1939年、五相会議がハノイから汪を救出する指令を影佐に出すと、同行者としてハノイに赴き、上海へ連れ出すことに成功する。
- 55) 高宗武著、陶恒生訳『高宗武回憶録（回憶録叢書）』中国大百科全書出版社、79-80頁。
- 56) 「東亜新秩序の建設」は第一次近衛内閣が第二次近衛声明（1938年12月22日）で唱えた標語で、日本の戦争目的は「日満支三国」の提携による東亜新秩序の建設にあるとした。朝尾直弘他編『角川日本史辞典』角川書店、1996年、733頁。
- 57) 汪兆銘「日本に寄す——中国と東亜」『中央公論』1939年10月号、中央公論社、1939年10月1日、476-480頁。
- 58) 前掲『中国国民党秘史——苦笑録・八年来の回顧』、335-336頁。
- 59) 前掲『汪精衛・国民党・南京政權（民国史学叢書14）』、407頁。
- 60) 日中戦争中には11の内閣が誕生し、汪の重慶離脱後には8つの内閣が誕生した。

- 1941年10月の東條英機内閣以外は、4ヶ月から1年未満の短命政権であった。
- 61) 前掲「曾走路我記」『現代史資料』第13巻、354頁。戸部良一氏は、日本の参謀本部和平派がしばしば安易に陸軍強硬派の主張に妥協したことが、中国との講和の可能性を狭めたと指摘する（戸部良一『ピース・フィーラー——支那事変和平工作の群像』論創社、1991年、112頁）。
- 62) 前掲『揚子江は今も流れている』、189-190頁。
- 63) 高宗武によれば、第二次近衛声明の際、「近衛が中国に同情したのは偽りではないようであった」が、「私たちはそのとき、彼が日本の最も権力と野心がある軍事将官とも密接なつながりがあることを少しも知らなかった」という。前掲『高宗武回憶録（回憶録叢書）』、28頁。
- 64) 西義顕によれば、対日交渉において、汪は「『日本政府の立場も考慮しなければならなかった』と話した」と述べている。前掲『悲劇の証人——日華和平工作秘史』、270頁。
- 65) 太田元次（陸軍軍医大尉）は1944年、汪の名古屋帝国大学附属病院入院時の極秘看護作戦「梅号」の専属医を命じられ、病院棟の一室に寄宿し、患者である汪の病状の一切と病院内外の状況を逐一上司に報告するのが役目であった。この看護メモ（著者が直接太田元次を取材し、その口伝を記したもの）は1944年3月3日から汪が死亡する11月10日までの記録である。太田元次「付 看護メモ」小野稔『汪兆銘 名古屋に死す』東京ジャーナル、1998年、155-193頁。この看護記録は、最晩年の汪の日本観とその心情を知る上で貴重な資料である。
- 66) 「最後之心情」は、汪が病死（1944年11月10日）する1ヶ月前に、予め用意してあった遺書を手直したとされる。「最後之心情」のテキストは、中国文「最后之心情（汪兆銘遺言）」（.doc、<http://ishare.iask.sina.com.cn/f/23410225.html?w=>）と日本語訳「最後之心情（汪兆銘）」（『漢奸裁判史1946-1948 新版』、320-333頁）を用いたが、本稿では日本語訳のみを提示した。
- 67) 「最後之心情（汪兆銘）[解説] 汪兆銘の国事遺書」『漢奸裁判史1946-1948 新版』、318-320頁。
- 68) 「最後之心情（汪兆銘）」『漢奸裁判史1946-1948 新版』、323-324頁。
- 69) 同前、327-328頁。
- 70) 西義顕は、汪の和平運動から手を引いた後も、汪に対する友誼を持ち続け、南京に行く度に汪を訪れ激励した。前掲『悲劇の証人——日華和平工作秘史』、270頁。また、太田元次は汪の計らいでサイパン召集を逃れ、命拾いをした。前掲「付 看護メモ（1944年4月10日、7月7日）」『汪兆銘 名古屋に死す』、164・175-176頁。
- 71) 同前「付 看護メモ（1944年6月25日）」、173-174頁。太田元次の私家版（抜粋）

には同日の記載はない。意図的に掲載されなかった可能性も考えられる（太田元次『太田元次軍医の汪兆銘看護日誌抄——汪兆銘客死抄から抜粋』大洋堂、1988年、私家版）。

- 72) 同前「付 看護メモ（1944年7月15日）」、177-179頁。
- 73) 前掲「最後之心情（汪兆銘）」『漢奸裁判史1946-1948 新版』、324・326-328頁。
- 74) 同前、322-333頁。
- 75) 同前、325・327頁。
- 76) 同前、324・329-330頁。
- 77) 同前、324・329・331-333頁。
- 78) 前掲「付 看護メモ（1944年10月18日）」『汪兆銘 名古屋に死す』、184頁。
- 79) 前掲「最後之心情（汪兆銘）」『漢奸裁判史1946-1948 新版』、324-325頁。
- 80) 前掲『揚子江は今も流れている』、354頁。

参考文献

〈中国文〉

- 蔡徳金・王升編『汪精衛生平紀事』中国文史出版社、1993年。
蔡徳金・李恵賢編『汪精衛偽国民政府紀事』中国社会科学出版社、1982年。
高宗武著、陶恒生訳『高宗武回憶録（回憶録叢書）』中国大百科全書出版社、2009年。
汪精衛著、三民公司編『汪精衛全集』第1-4冊、三民公司、1929年。
汪兆銘『汪精衛集』第1巻、光明書局、1929年。

〈日本文〉

- 犬養健『揚子江は今も流れている』文藝春秋新社、1960年。
今井武夫著、高橋久志・今井貞夫監修『日中和平工作——回想と証言1937-1947』みすず書房、2009年。
汪兆銘著、河上純一訳『汪兆銘全集』第1巻、東亜公論社、1939年。
汪兆銘著、中山樵夫編訳『日華両文 汪兆銘言論集』三省堂、1939年。
汪兆銘「日本に寄す——中国と東亜」『中央公論』1939年10月号、中央公論社、1939年10月1日、476-480頁。
汪兆銘著、安藤徳器編訳『汪精衛自叙傳』大日本雄弁会講談社、1941年。
汪兆銘「最后之心情（汪兆銘遺言）」.doc、<http://ishare.iask.sina.com.cn/f/23410225.html?w=>、2012年9月15日アクセス。
太田元次『太田元次軍医の汪兆銘看護日誌抄——汪兆銘客死抄から抜粋』大洋堂、1988年。
太田元次「付 看護メモ」小野稔『汪兆銘 名古屋に死す』東京ジャーナル、1998年、

153-193頁。

影佐禎昭「曾走路我記」白井勝美編『現代史資料』13、みすず書房、1966年、349-398頁。

外務省編『日本外交年表並主要文書——1840-1945』上・下、原書房、1965-1966年。

外務省編『日本外交文書 日中戦争』第一冊、第二冊、第四冊、六一書房、2011年。

金雄白著、池田篤紀訳『同生共死の実体——汪兆銘の悲劇』時事通信社、1960年。

黒川利雄「汪精衛氏を想う」『学士会会報』第719号、学士会、1973年4月、57-62頁。

黒川雄二「『汪兆銘』に関する黒川利雄の記録について」、宮城県対がん協会、2004年12月3日、http://www.miyagi-taigan.or.jp/kurokawa_d_nagoya~d.htm、2012年3月20日アクセス。

蔡徳金編、村田忠禧ほか訳『周仏海日記1937-1945』みすず書房、1992年。

サンケイ新聞社編『蔣介石秘録』8・9・12、サンケイ新聞社、1976年。

蔣介石「中国の命運（抄）」野村浩一他編『新編 原典中国近代思想史』第6巻、岩波書店、2011年、165-175頁。

戴李陶著、市川宏訳「国家主義の日本と軍国主義の日本」『日本論』社会思想社、1972年。

陳公博著、岡田西次訳『中国国民党秘史——苦笑録・八年來の回顧』講談社、1980年。

西義顕『悲劇の証人——日華和平工作秘史』文献社、1962年。

法政大学大学史資料委員会編『法政大学史資料集第11集（法政大学清国留学生法政速成科特集）』法政大学、1988年。

「法政速成科講義録」第7・18・25・26号、法政大学、1905年8月15日、<http://hdl.handle.net/10114/>、2012年10月3日アクセス。

益井康一『漢奸裁判史1946-1948 新版』みすず書房、2009年。

松本重治『上海時代——ジャーナリストの回想』上・中・下、中央公論社中公新書、1974-1975年。

参考論文

〈中国文〉

王克文『汪精衛・国民党・南京政權（民国史学叢書14）』国史館、2001年。

〈日本文〉

エリオット・A. コーエン著、中谷和男訳『戦争と政治とリーダーシップ』アスペクト、2003年。

小林英夫『日中戦争と汪兆銘（歴史文化ライブラリー）』吉川弘文館、2003年。

さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』くろしお出版、1960年。

柴田哲雄『協力・抵抗・沈黙——汪精衛南京政府のイデオロギーに対する比較史的アプローチ』成文堂、2009年。

土屋光芳『汪精衛と民主化の企て（明治大学社会科学研究所叢書）』人間の科学新社、2000年。

土屋光芳「汪精衛の日中関係のイメージ——友好か、敵対か？」『政経論叢』第64巻第3・4号、明治大学政治経済研究所、1996年3月、141-175頁。

戸部良一『ピース・フィーラー——支那事変和平工作の群像』論創社、1991年。

古厩忠夫『『漢奸』の諸相——汪精衛政権をめぐる』大江志乃夫他編『岩波講座近代日本と植民地』6、岩波書店、1993年、149-171頁。

古厩忠夫「汪精衛政権問題学術討論会に想う」歴史科学協議会編『歴史評論』第458号、校倉書房、1988年6月、85-92頁。

劉傑『漢奸裁判』中央公論新社中公新書、2000年。